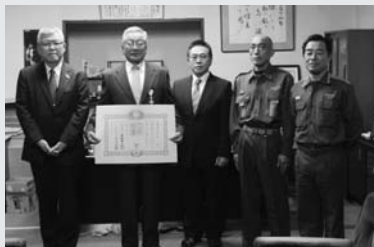


平成26年 秋の叙勲

平成26年秋の叙勲において、奥尻町内松江地区の佐々木 孝 さん（75歳）が、「瑞寶単光章」を受章し、昨年12月に檜山振興局 本間副局長より伝達されました。

佐々木さんは、昭和38年に奥尻町消防団に入団。平成17年分団長に就任され、49年有余の永きにわたり、消防団活動に献身的に取り組み、豊富な知識と経験をもって災害の防止や被害の軽減に努めた実行力と、責任感をもち部下を統率し団



▲佐々木 孝さん（75歳）
元 檜山広域行政組合奥尻町消防団分団長

員の資質向上に成果を挙げ地域防災に大きく貢献したことが高く評価され、授与されたものです。

雪かきお助け隊 が出勤します!!

役場では、今年も『雪かきお助け隊』を結成し、雪で困っている高齢者や障がい者へ“お助け隊”を派遣し、除雪作業を実施しています。

●対 象

70歳以上の高齢者又は障がい者のみの世帯、会館などの集会施設、避難路やバス停など地域の公共の場となっています。

※自営業者の方は対象外となります。

●派遣期間

1月6日(火)から 3月6日(金)まで

●ご利用方法

お住まいの町内会長さんへご一報下さい。

※直接お助け隊に連絡しても出勤しません。

◆お問い合わせ先

役場地域政策課

住民生活係

☎ 2 - 3 4 0 4



法テラス江差通信 (第24号)

～ 着任のご挨拶 ～

はじめまして。

私は、平成27年1月1日付で、法テラス江差法律事務所へ赴任した弁護士の 米 山 清 貴（よねやまきよたか）と申します。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、私の経歴を簡単に紹介させていただきます。出身は、北海道帯広市です。

高校卒業まで帯広にいました。大学時代を東京で過ごし、卒業後もそのまま東京で生活しておりました。出版社などで勤務した後、北海道大学法科大学院へ進学し、やっとの思いで司法試験に合格することができました。

弁護士1年目は、山口県下関市で1年間過ごし、今年から、江差町で弁護士生活2年目を迎えております。

本州の端っこから北海道へ赴任となりましたので、引越しが大変でしたが、一昨年も北海道から山口へ引越しをしたばかりで、わずか1年でまた北海道に戻ってきたということで、ある意味貴重な体験をしたと思っております。

昨年、下関で1年目の弁護士生活を過ごしましたが、下関の事務所では主に交通事故に関する事件を多く担当しました。他にも民事事件が多く刑事事件はあまり経験が出来ませんでした。山口は、東京や大阪と違い、それほど刑事事件が多いわけではありませんでした。

また、下関では、月に1度程度、市役所などで法律相談を行っていましたので、1年間でかなりの件数の法律相談を経験することができました。丁寧に人の話を聞く姿勢の重要性を忘れずに、皆様のお役に立てるような弁護士を目指して行きたいと思っております。

法テラス江差においても、皆様にとって、わかりやすい話し方を心掛けておりますので、お気軽にご相談にいらっしやっただければと思います。

まだまだ経験が浅い弁護士ですが、今後ともよろしくお願い申し上げます。

ご相談のご予約は 050-3383-5563 まで

(法テラス江差 弁護士 米山 清貴)



◆ 役場農林係からのお知らせ ◆

◆ 経営所得安定対策について重要なお知らせ ◆

平成27年産から「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」の対象者要件が変わります！

平成27年産のナラシ対策に加入するためには、加入申請期限（平成27年6月末）までに、認定農業者、集落営農、認定新規就農者になる必要があります。

※認定農業者になるための手続きについては、市町村にお問い合わせ下さい。

◆ お問い合わせ先

役場水産農林課農林係

☎ 2-3411

または…

北海道農政事務所 函館地域センター

☎ 0138-26-7800



◆ 奥尻・離島北限のお米の土産品完成！ ◆

昨年の“ふっくりんこ”に続き「ゆめびりか」がデビューしました。

昨年より、新しく取り組んできた「奥尻島・離島北限のお米を守れ！プロジェクト」ですが、今年は新たに「ゆめびりか」のお米を使ったお土産商品が完成しました。

奥尻島は、ブナの離島北限で、島の大半合がブナ林に覆われ、ミネラル豊富な水が良質なお米の生産に繋がっています。

奥尻米（新米ふっくりんこ・新米ゆめびりか）の取扱店は町内の各お土産店で購入することができ、商品の内容は2合（300g）入りと、ちょうどお手ごろなサイズとなっております。

島の方、観光でお越しの方、仕事で来島された皆さんも奥尻島のお米を食べて見ませんか？



◆ お問い合わせ先

奥尻島観光協会

☎ 2-3456

◆ ◆ ◆ 住民課税務係からのお知らせ ◆ ◆ ◆

◆ 家屋の新築・増築
・取壊しの際はご連絡を… ◆

家屋（倉庫等を含む）の新築や増築、取り壊しをされた方は、その都度、役場住民課税務係までご連絡（届出）をお願いします。

これは、家屋の新築・増築・取り壊しによって、「固定資産評価額」が変わるために届出が必要となるからです。

特に家屋の取り壊しをされた方は、届出をされないと、実際無くなっている建物に対し、いつまでも課税されることとなりますので必ず届出をして下さい。



◆ ～町税の納税はお済ですか？～ ◆

町税は、定められた期限までに自主的に納めていただくことになっております。

納税をすっかり忘れ、納期限を過ぎると督促状や催告状が送られるほか、本来納めるべき税額のほかに督促手数料や延滞金もあわせて納めなくてはなりません。

また、町税を滞納のままにしていると滞納者の財産（給与、預貯金、不動産等）について、差押え等の滞納処分を受けることになります。

このように町税の滞納は、滞納者にとって不利益となるだけでなく、滞納処分等に多額の事務費用がかかり、この費用は税金で負担することになります。

町政の円滑な推進に町税が有効に活用されるよう納期内納付にご協力をお願いします。

また、税務係では納税に関する相談も随時受けておりますのでお気軽にご相談下さい。



◆ お問い合わせ先 役場住民課税務係 ☎ 2-3407 ◆

～雪や氷にご注意ください！！～

2月は、気温の寒暖差が大きくなり、氷のようになった屋根の雪が落ちて、下敷きになったり、屋根の雪下ろし作業中に転落、除雪機に巻き込まれるなど、怪我や尊い命を落とす事故が多く発生します。落氷雪などの事故防止のため、次のようなことに注意しましょう。

◆屋根の雪や氷柱（つらら）を早めに下ろす

屋根の雪や窓枠等に付着した氷柱（つらら）を常に点検し、**早めに除去**しましょう。また、雪下ろしの際には、軒下の歩行者や遊んでいる子どもなどに注意しましょう。



◆危険な軒下は歩かない！

落氷雪の恐れのある軒下などを歩かないようにする。また、建物の管理者は看板やロープなどで、歩行者に注意を促すようにしましょう。

◆子どもたちを落氷雪の恐れがある場所で遊ばせない

屋根などから落氷雪の恐れがある場所では、子どもたちに遊ばないように**注意**するとともに、遊んでいる子どもたちを見かけたときは注意しましょう。

◆屋根の雪下ろしは転落防止用のロープ等の装着を！

屋根などの高い場所での雪下ろし作業中に、雪とともに転落する事故が多く発生しており、雪下ろし時には、**転落防止用のロープ**を確実に装着するなどの安全対策をしましょう。

◆除雪機は周囲の安全を確かめながら

家庭で除雪機など使用し、作業している方も多いと思いますが、除雪中に機械に巻き込まれたり、下敷きになるなどの**事故**が発生していますので、除雪作業中は、周囲の安全確認を図るとともに、**作業終了時や修理時には、エンジン停止**をするなど注意しましょう。

役場水道係からのお知らせ

水道の凍結にご注意を！

本格的な冬を迎えました。毎年この時期になると水道凍結事故が相次ぎます。外出時やお休み前など、水抜きを行い凍結事故防止に努めましょう。



お支払いは便利な口座振替を！

水道料金や下水道料金は口座振替が可能です。口座振替の手続きは、役場や支所の窓口に備え置きのお申込用紙に必要事項を記入し、引落口座の通帳印をお持ちのうえ下記担当までお申し込み下さい。

◆お問い合わせ先
建設水道課水道係
☎ 2-3409



※各種税金や公営住宅使用料なども口座振替が可能ですので、各担当へお問い合わせ下さい。

青年国際交流事業に参加しませんか

内閣府では、平成27年度に実施する青年国際交流事業（「東南アジア青年の船」「国際青年育成交流」「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」「次世代グローバルリーダー事業」「日本・韓国青年親善交流」）の参加青年を募集しています。

◆お問い合わせ先

内閣府 青年国際交流担当
☎03-6257-1434
(<http://www.cao.go.jp/koryu/>)
北海道総合政策部知事室国際課 ☎011-204-5114



毎月15日は『道民交通安全の日』

冬道はスリップ事故が起こりやすい季節です。特に、次の3つの行動は**厳禁**！！



●急ハンドル ●急ブレーキ ●急発進

冬道は特に慎重な運転を心掛けましょう。

江差税務署からのお知らせ

◆復興特別所得税の記載 漏れにご注意ください！

東日本大震災からの復興のための財源を確保するため、平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2・1％）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成にあたっては、復興特別所得税の記載漏れのないようご注意ください。

なお、還付申告の方も含め、申告される全ての方について復興特別所得税の記載が必要となります。

◆公的年金等を 受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が4百万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要です（源泉徴収された税額の還付を受ける場合などは、確定申告書を提出することができます）。

税務署への確定申告の必要がない

場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは役場住民課税務係へお問い合わせ下さい。

◆申告書の作成は便利な「確定申告書等作成コーナー」で！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税及び復興特別所得税の確定申告書などを作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

確定申告書の作成には「確定申告書等作成コーナー」をご利用下さい。



◆平成26年分消費税 課税事業者のみなさまへ

消費税（地方消費税を含む）の税率は平成26年4月1日から8%です。

平成26年分の消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告書は、課税取引を旧税率（5%）が適用されたものと新税率（8%）が適用されたものとに区分した帳簿等に基づき作成する必要があります。

なお、平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

ます。

おつて、消費税の確定申告書を提出される方は、該当する付表を添付して下さい。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」をご覧ください。

◆確定申告のお知らせ

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日（月）から3月16日（月）までです。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

税務署などの確定申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参下さい。

駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

税務署の閉庁日（土・日曜日、祝日等）は、税務署での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。



◆記帳・帳簿書類の 保存制度について

平成26年1月から個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。



①対象となる方

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります）。

②記帳する内容

収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載します。

記帳にあたっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

③帳簿・書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を保存する必要があります。